自衛隊基地・部隊等のゴミ手数料無料に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年三月三十一日

提出者

三浦

久

衆

議

院

議

長

福

永

健

司

殿

自 衛 隊 基 地 • 部 隊 等 \mathcal{O} ゴ ? 手 数 料 無 料 に 関 す る 質 間 主 意 書

自 衛 隊 基 地 • 部 隊 等 が 隊 内 \mathcal{O} ゴ ? を 近 隣 市 町 村 \mathcal{O} 処 理 施 設 等 で 処 分す Ś 際、 無 料 \mathcal{O} 例 が あ る。

陸 上 自 衛 隊 北 富 士 駐 屯 地 航 空自 衛 隊 百 里 基 地 浜 松 南 北 基 地、 築城 基 地 等 か 5 排 出 さ れ るゴ

ミの場合がそれである。

 \mathcal{O} 無 料 \mathcal{O} 理 由 を 防 衛 庁 は、 各 市 町 村 \mathcal{O} 条 例 等 \mathcal{O} 定 \Diamond るところによる $\widehat{\underline{}}$ 月二十 八 月 私 に

対 す る 防 衛 庁 \mathcal{O} 口 答 資 料 と、 あ た か ŧ 地 方 自 治 体 側 \mathcal{O} 好 意 的 な 意 思 に ょ る ŧ \mathcal{O} で あ る か \mathcal{O} ょ う

に説明している。

L か し、 実 情 は 自 衛 隊 側 が 防 衛 庁 所 管 \mathcal{O} 防 衛 施 設 周 辺 \mathcal{O} 生 活 環 境 \mathcal{O} 整 備 等 に 関 す る 法 律 第八

条 (民 生 安 定 施 設 \mathcal{O} 助 成) に 基 づく 助 成を 得 7 建 設 さ れ るゴ ? 処 理 施 設で あることを利用 ゴ

? 手 数料 · を無 料 に する態 度 を自 治 体 侧 に 陰 にに陽 に 求め 7 ۲, るとい . う の が 真 相 で あ る。

こう ĺ た 結 果、 航 空 自 衛 隊 築 城 基 地 0) 場 合、 ゴ ミ 手 数 料 \mathcal{O} 未 払 7 は 年 間 約 百 三 十 万 円 五 + 七

年 度) に \mathcal{O} ぼ り、 + 数 年 間 \mathcal{O} 未 払 1 額 に な る と千 万 円 以 上 12 \mathcal{O} ぼ 0 て 1 る。 Ł 5 ろ λ ゴ 3 処 理 施

設 \mathcal{O} 電 気 代、 燃料 費、 人 件 費 等 運 営 維 持 に か か る 経 費 五 + 八 年 度 \mathcal{O} 関 係 自 治 体 \mathcal{O} 負 担 金 は、

築 城 町 五. 千 兀 百 五. 十六 万 円、 椎 田 町 六千四 十九 万円) さえ、 築城 基 地 が 円 ŧ 負 担 L てい な 1

とはいうまでもない。

ゴ ? 処 理 \mathcal{O} 定 義、 目 的 等 を定めた 「 廃 棄 物 0 処 理 及 び 清 掃 に関す る法 律 は、 事 業 者に、 そ 0

事 業 活 動 に 伴 つて 生 じ たゴ ミを自 5 0) 責 任 に お ** \ 7 適 正 に 処 理 す Ś 責 務 を定 \emptyset 7 ١ ر る。 この

事 業 活 動 に は 廃 棄 物物 処 理 法 \mathcal{O} 解 説 (厚生 省水道 環 境 部 編 によ れ ば、 単 に営利 |を目: 的

る ŧ \mathcal{O} 0 み な 5 ず、 公 共 事 業、 公共 サ] ピ ス 等 を ŧ 包 括 さ れ るとい う。

方、 地方自 治 体 \mathcal{O} 財 政 は、 自 治 省 \mathcal{O} 事 務 次 官 通 達 昭昭 和 五. + 八 年度 地 方 財 政 0 運 営に つ , \ . て _

でも 「今後とも歳入の大幅 な自 1然増収 は 到 底 期 待 できな *(*) 情勢に あ ŋ, 層深刻さを増 してい

る」と指摘されている。

ゴ ? 手 数 料 \mathcal{O} 未 払 7 を 続 け る当 該 自 衛 隊 基 地 及 び 同 間 題 12 関 係 す る 自 治 体 は、 自 5 \mathcal{O} 廃 棄 物 \mathcal{O}

処 理 に か か る 責 務 \mathcal{O} 点 で、 ま た、 地 方 財 政 健 全化 0) 点で ŧ, 未 払 1 間 題 \mathcal{O} 真 剣 な検 討 が 改 8 て 強

く求められている。

以上の観点にたつて、以下質問する。

防 衛 庁 は、 Ĭ :/. 処理 施設 が 防 衛 庁 所管 0) 防 衛 施 設 周 辺 0 生活 環境 0 整備等 に関 す う る 法律」 に

基 づ < 助 成 を 得 て 建 設 され ることを利 用 L て、 ゴミ手 数 料 無 料 化 を 地 元 自 治 体 に 働 き カン け る

ょ

う 自 衛 隊 基 地 部 隊 等 を 指 導 て 1 る \mathcal{O} カゝ どう ゟ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚ 見 解 を 明 5 か に さ れ た 1

自 衛 隊 基 地 . 部 隊 等 が ゴ ? 処 理 \mathcal{O} 手 数 料 を 関 係 自 治 体 に 支 払 7 て 1 る 例 は 既 12 存 在 す る。 陸

上 自 衛 隊 仙 台 駐 屯 地 練 馬 駐 屯 地 市 ケ谷駐 屯 地、 海 上 自 衛 隊 大湊 地 方隊 等 \mathcal{O} 部 隊 で あ る。

こうし た実例が あ り、 また、 自ら の活動に伴つて排出されるゴミの 処理を 事 業者」 0 責務と

料 定 \emptyset \mathcal{O} た 未 払 廃 7 に 棄 物 ょ \mathcal{O} る 処 地 理 方 及 財 び 政 清 ^ 掃 \mathcal{O} に 圧 関 迫 す \mathcal{O} る法 解 消 律」 を 真 0) 剣 <u>\f</u> に 場 考 に え た る · な 以上、 5 ば さら 当 該 に 自 . は 衛 長 隊 年 に 基 及ぶ 地 は ゴ 手 ミ 手 数 料 数 未

払 1 を 即 刻 改 め る べ きで あ る。 防 衛 庁 は 見 解 を 明 5 か に さ れ た 7

 \equiv 航 空 自 衛 隊 築 城 基 地 \mathcal{O} 場 合、 防 衛 庁 によ ると 「 行 橋 市 外 五. 箇 町 清 掃 施設組合廃 棄 物 処 理 施

設

設 置 条 例 に ょ り 同 基 地 \mathcal{O} ゴ ? \mathcal{O} 手 数 料 が 無料 にさ れ て 1 る とい う。

L か し、 同 条 例 で ゴ ? 0 手 数 料 徴 収 0 対 象 外 とさ れ て 7 る \mathcal{O} は、「 関 係 市 町 つま り行 橋 市

椎 田 町 築 城 町 豊 津 町 犀 Ш 町 勝 Щ 町 で あ る。 航 空 自 衛 隊 築 城 基 地 つ ナ 1 丰 基 地 を 含 む。

は 自 衛 隊 そ \mathcal{O} Ł \mathcal{O} で あ り、 自 治 体 を 指 す 用 語 関 係 市 町 に 含 ま れ ないことは 余 り に ŧ 明 白 で あ

る。 防 衛 庁 は、 見 解 を 明 5 か に さ れ た 7

兀 自 治 省 は 前 記 事 務 次 官 通 達 で、 地 方 財 政 \mathcal{O} 大 幅 な 収支不 均 衡 状 態 か b \mathcal{O} 脱 却 を 主 張 Ļ

各 地 方 寸 体 に お いく て は 地 方 財 政 0 現状 に カ λ がみ、 使用 料 手数 料料 . 及び 分担 金 • 負担 金 につ

応 1 ては、 L て 常 に 住 · 見直 民 負 担 L を行 の公平 V ; -確保の 引き続き適正 観点と受益 化を図ら 者 負 担 0 れ た 原 い 則 に 立 と 住 脚 民 し、 に負 関 担 係 · を強 事 務 7) 事 る歳 業 費 入増 \mathcal{O} 動 0) 向 方 に 即 策

を述べている。

隊

の料金などは

対象とされていないのかどうか、

自治省は、

見解を明らかにされ

たい。

あ

わ

せ

ここで指摘される「使用料・手数料」の「見直し」とは、 住民の手数料のみが対象とされ、 自衛

て自 衛 隊 のゴミだけを 聖 域 扱 いするような自治体の手数料免除 は、 地 方財 政 0 現状 いから も是

正されるべきと考えるが、どうか。

右質問する。